

尾張旭市災害見舞金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において発生した災害で被災した市民に対する応急的救護手段として、市民生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは次のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 震災、風水害等の自然災害
- (2) 火災
- (3) その他市長が認めた災害

(災害見舞金の支給対象者)

第3条 災害見舞金(以下「見舞金」という。)は本市の区域内に住所を有し、前条に規定する災害を受けた者(以下「被災者」という。)に支給する。

(見舞金の額)

第4条 見舞金は、被災者の被災の種類及び程度に応じて別表に定める額を被災者又は遺族に支給する。

(見舞金支給の制限)

第5条 被災者が次のいずれかに該当する場合は、見舞金の全部もしくは一部を支給しないことができる。

- (1) 故意もしくは重大な過失によるものであるとき
- (2) 災害救助法による救助を受けたとき
- (3) 尾張旭市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸し付けに関する条例の適用を受けた者で災害弔慰金の支給を受けたとき

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

別 表 1

種 類	等 級	災 害 の 区 分	見 舞 金 額
物 損	一 級 (全壊) (全焼)	自己の居住する住宅の7割以上が損壊または焼失もしくは流失したとき。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の5割以上に達したとき。	50,000円
	二 級 (半壊) (半焼)	自己の居住する住宅の2割以上7割未満が損壊または焼失もしくは流失したとき。 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の2割以上5割未満に達したとき。	30,000円
金	三 級	床上浸水または流水、土砂等の堆積等により自己の居住する住宅が居住困難となったとき。	10,000円

別 表 2

種 類	等 級	災 害 の 区 分	見 舞 金 額
対 人 見 舞 金	一 級	死 亡	100,000円